

公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年9月1日から令和7年3月31日まで

2 内 容

目標1 推進体制の整備

～仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口を総務課に設置し、きめこまやかな個別の対応を実施

<対策>

- ・令和3年度～ 窓口の設置（構成員：総務担当部長，総務課長，総務課担当者）
研修・講習，情報提供等の発信
計画の実施状況の点検・評価を定期的に行う（年2回）

目標2 雇用環境の整備

～男性の子育て目的の休暇取得の推進

<対策>

- ・令和3年度～ 該当する職員に対しての周知を図り，休暇等の取得を促進する。
また，子育て目的の休暇取得について，財団全体で推進するという意識を管理職等に浸透させ，職場における理解が得られるよう取り組む。

目標3 次世代育成支援対策

～子どもの体験活動等の支援，「子ども参観日」の実施

<対策>

- ・令和3年度～ 職員のアンケート調査，受け入れ方法や体制についての検討
- ・令和4年度～ 職員への周知，実施
職員のアンケート調査，次回へ向けての検討

公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団行動計画

全ての職員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2 現 状（年次有給休暇の平均取得率【令和4年1月末現在】）

・職員全体…約40%

《男女別》

・男性職員…約41%

・女性職員…約55%

《(区)別》

・一般職員…約31%

・特任職員…約28%

・普通契約職員…約38%

・臨時職員…約58%

3 内 容

目標	計画期間内における職員全体の年次有給休暇の平均取得率を令和4年1月末現在の40%を上回った取得率とすること
----	---

<対策>

- ・令和4年4月～ 各所属における年次有給休暇を取得しやすい環境の整備，および業務分担の見直しを所属長あて周知
- ・令和5年3月末 取得率の集計・発表，および未達の所属における対策検討
- ・令和6年3月末 取得率の集計・発表，および未達の所属への指導強化
- ・令和7年3月末 取得率の集計・発表，および次回へ向けての検討

※年次有給休暇の取得率…当該年度に付与された日数における取得の割合